

菟原 卓

- (1948) : *Nuzum al-Hukm bi-Miṣr fī 'Aṣr al-Fāṭimiyyin*, Cairo.
Rabie, H.
(1972) : *The Financial System of Egypt A. H. 564-741/A. D. 1169-1341*, London.
Sayyid, A. F.
(1992) : *al-Dawla al-Fāṭimiyya fī Miṣr : Tafsīr Jadīd*, Cairo.
Stern, S. M.
(1964) : *Fāṭimid Decrees*, London.

菟原 卓

- (1978) : エジプトにおけるファーティマ朝前半期のワズィール職『史林』, 61(6), pp.65-95.
(1982) : エジプトにおけるファーティマ朝後半期のワズィール職『東洋史研究』, 41(2), pp.125-166.
(1995) : ファーティマ朝のディーワーン, 『西南アジア研究』, 42, pp.1-19.

- 115) Ibid., pp.33-34.
 116) Ibid., pp.34-36, 38.
 117) イクター制の成立以前の体制では、徴収された租税を俸給として分配することによって軍人を扶養する。官僚機構やディーワーンは、なによりもまず、この徴税と分配のための装置として存在する。これに対し、軍事イクター制とは、軍事奉仕の見返りに、軍人に直接徴税権を与える制度。軍人はこの制度による収入を経済基盤として、他の社会勢力を圧倒していった。
 118) Lapidus(1972), pp.260-262 ; Lev(1988), pp.73-74.

史料略称

- Abū Ṣāliḥ : Abū Ṣāliḥ, *Ta'rikh al - Shaykh Abī Ṣāliḥ al - Armanī*, (ed.) B.T.A. Evetts, Oxford, 1895.
 Dawādārī : Ibn al - Dawādārī, *Kanz al - Durar wa Jāmi' al - Ghurar*, vol. VI, (ed.) Ṣ. al - Munajjid, Cairo, 1961.
 Ibn al-Ma'mūn : Ibn al-Ma'mūn, *Akhbār Miṣr*, (ed.) A. F. Sayyid, Cairo, 1983.
 Ishāra : Ibn al-Ṣayrafī, *al-Ishāra ilā Man Nāla al - Wizāra*, (ed.) A. Mukhlis, Cairo, 1924.
 Itti'āz : al-Maqrīzī, *Itti'āz al - Hunafā' bi Akhbār al - A'imma al - Fātimīyyin al - Khulafā'*, vol. I, (ed.) J. al - Dīn al - Shayyāl, Cairo, 1967 ; vols. II, III, (ed.) M. H. Aḥmad, Cairo, 1971, 1973.
 Khīṭaṭ : al-Maqrīzī, *al-Mawā'iz wa al-I'tibār fī Dhikr al-Khīṭaṭ wa al-Āthār*, vols. I, II, Būlāq, 1270 H. (repr. Beirut).
 Mammātī : Ibn Mammātī, *Kitāb Qawānīn al-Dawāwīn*, (ed.), A. S. 'Atiya, Cairo, 1943.
 Muqaffā : al-Maqrīzī, *Kitāb al - Muqaffā al - Kabīr*, vols. V, VI, (ed.), M. al-Ya'lāwī, Beirut, 1991.
 Musabbihī : al - Musabbihī, *Akhbār Miṣr*, vol. XL, (ed.) A. F. Sayyid & T. Bianquis, Cairo, 1978.
 Muyassar : Ibn Muyassar, *Akhbār Miṣr*, (ed.) H. Massé, Cairo, 1919.
 Nuzha : Ibn al - Ṭuwayr, *Nuzha al - Muqlatayn fī Akhbār al - Dawlatayn*, (ed.) A. F. Sayyid, Beirut, 1992.
 Q.D.R. : Ibn al-Ṣayrafī, *al-Qānūn fī Dīwān al-Rasā'il*, (ed.) A. F. Sayyid, Cairo, 1990.
 Ṣubḥ : al-Qalqashandī, *Ṣubḥ al-A'shā*, vols. III, X., Cairo, n. d. (repr.).

参考文献

- Cooper, R.
 (1973) : *Ibn Mammātī's Rules for the Ministries : Translation with Commentary of the Qawānīn al-Dawāwīn*, Ph. D. University of California.
 Lapidus, I. M.
 (1972) : The Conversion of Egypt to Islam, *Israel Oriental Studies*, vol.2, pp.248-262.
 Lev, Y.
 (1988) : Persecutions and Conversion to Islam in Eleventh - Century Egypt, *Asian and African Studies* (Haifa), vol.22, pp.73-91.
 Massé, H.
 (1914) : Ibn el-Ḥārafi. Code de la Chancellerie d'Etat, *BIFAO.*, vol. XI, pp.65-120.
 森本 公誠
 (1975) : 『初期イスラム時代エジプト税制史の研究』, 東京.
 Musharrafa, 'A. M.

- 86) Nuzha, p.74.
87) Ibid., pp.83, 94, 101. Cf. Mammāti, pp.301-302 ; Cooper(1973), p.241.
88) Nuzha, p.83.
89) Ibid., p.97.
90) Ibid., p.80.
91) Ibid., p.83. mubayyid は、通常は、「浄書係」を意味する。Cf. 本稿, p.13.
92) Nuzha, p.82. Mammāti[p.306] によれば, khāzin は、現物租の収受, 保管, 放出を委ねられた出納官である。Cf. Cooper(1973), p.244. また, 本稿, p.13 参照。
93) Nuzha, pp.100-101.
94) Ibid., pp.102-103.
95) 菟原(1995), pp.9-11. マザーリムとは、一般住民や臣僚の苦情を審理し、裁定を下すために設けられた一種の行政訴訟の制度。
96) 著者は、文書庁に 50 年以上仕え、長官職も経験している。カリフ = アーミル時代の公式書状で、現在にまで伝わるものの大半は彼の手になるものという〔Q.D.R., 校訂者, 序文, pp.20-21〕。本書の内容は、文書庁の内規, 吏僚の職務および彼らの満たすべき必要条件・資質などを記したもの。書名の Qānūn (規範) が示すように、本書も「かくあるべき」というガイドを示す理論書であって、実際の業務がまったく本書どおりに遂行されていたとは限らない点は、注意を要する。Massé(1914) は、旧版テキスト (ed. 'Alī Bahja, Cairo, 1905) のフランス語訳。
97) Q.D.R.におけるこのディーワーンの長官職は、ほとんど mutawalli と表現されるが、時に ṣāhib, ra'īs の呼称も使用されている。
98) Q.D.R.では、君主は、一貫して、カリフではなく malik (王) と表現されている。これは、この書物が、当時カリフにかかわって実質上の統治者であったワズィールの al-Afdal b. Badr al-Jamālī(在任, 487-515 年) に献呈されたことによるものと思われる。
99) 抜粋を作成させるのは、長官による書状の提示や理解を容易にするためである。Q.D.R. p.21.
100) Ibid., p.16.
101) Ibid., pp.17-19.
102) Ibid., p.22.
103) Ibid., p.23. この場合の任命文書は、高官に対してのものであろう。Cf. 本稿, p.12.
104) Q.D.R., p.16. Cf. Stern(1964), p.87.
105) Q.D.R., P.25.
106) Ibid., p.26.
107) mushārif の名称は、様々な機関の職掌に対して用いられる。カリフの園地 (busṭan), 諸庫 (khizāna), 造幣局 (dār al-ḍarb), モスク等の「監督」の他, mushārif al-Sharqiyya (シャルキーヤ地方の監督), mushārif al-jawālī (人頭税の監督) 等, 徴税に関わる職掌にも用いられる。Q.D.R., p.27, 注 1)。
108) yamīn, qasāma 共に「誓約」の意だが、この文脈内での具体的な意味は不明である。Cf. *The Encyclopaedia of Islam*, "KASAM" ; Q.D.R., p.27, 注 4)。
109) Ibid., p.27.
110) 文書庁内で扱われる文書中の重要事を控えたものと思われる。本稿, p.13. Q.D.R., p.28, 注 1)。
111) Ibid., pp.28-29. ここでは、複写の目的が、「オリジナルは保管して、コピーを出まわらせるため」とされているが、別に保管用にも複写が作成される (後述, 「保管吏」の項を見よ)。
112) Q.D.R., p.29.
113) Ibid., pp.29-30.
114) Ibid., pp.30-33.

- 64) Ibid., pp.21, 59. テキスト p.21 に 388 年とあるのは, 389 年の誤り。
- 65) Ishāra, p.34 ; Itti'āz, II, pp.132, 183 ; 菟原(1978), p.74. Sitt al-Mulk は, Ishāra では, Sayyida al-Mulk と記されている。ハーキミー軍団の実態は不詳。
- 66) Muyassar, p.1 ; Itti'āz, II, p.195 ; Ishāra, p.38; 菟原(1978), p.75.
- 67) Itti'āz, II, pp.203, 210 ; 菟原(1978), p.76.
- 68) 菟原(1978), pp.75-76, 78.
- 69) 本稿, 注 1)。
- 70) 財務統括・監査: diwān al-zimām, diwān al-mamlaka, diwān al-khāṣṣ. 徴税その他の国家収益: diwān al-kharāj, diwān al-mukūs, al-diwān al-mufrad, その他。軍政(主要業務は軍団への俸給支給): diwān al-kutāmiyyin. 支出: diwān al-nafaqāt. 王朝資産・諸庫管理: diwān al-munākhāt, diwān al-khazā'in al-kuswa, diwān al-ahrā'. また, 宮廷女性の家政機関も, 基本的には, 彼女らの財務や資産の管理を司ったのであろう。
- 71) Nuzha, p.79 と Subḥ, III, p.489 の記述を比べてみよ。
- 72) Nuzha, p.85.
- 73) Ibn Mammātī は, ファーティマ朝末からアイユーブ朝初期にかけて, 官僚としての訓練を受け, アイユーブ朝スルタン, Ṣalāḥ al-Dīn(在位, 567-589 年) および al-Malik al-'Aziz(同, 589-595 年) の治世中に diwān al-jaysh(軍務庁), diwān al-māl(財務庁) を委ねられた人物である。Cooper(1973), pp.9-10.
- Qawānīn al-Dawāwīn* は, 当時のエジプトの地理, 農業, 行政に関する解説書である。その第 8 章には, 財務系官庁の吏僚について述べられているが, 書名の示すとおり, 本書は「規範」を述べたものであり, いわば一種の理論書である。したがって, 実際の業務が, 必ずしもこのとおりに遂行されていたとは限らない点は留意する必要があるだろう。Cooper(1973) は, *Qawānīn al-Dawāwīn* の翻訳と注釈。この作品は, 労作ではあるが, 疑問を感じずる部分も多い。
- 74) ただし, このような時には, 懲罰的に俸給の返還を求められる。
- 75) Mammātī, pp.298-300. Cf. Cooper(1973), pp.239-240 ; Rabie(1972), p.155. Cooper の翻訳は不正確であり, Rabie の解釈は間違っている。徴税請負については, 森本(1975), p.278 ff. を見よ。
- 76) 本稿, p.4 ; Itti'āz, III, pp.126-127 ; 菟原(1995), p.4.
- 77) Mammātī, p.298.
- 78) Nuzha, pp.75, 80, 81, 82, 87.
- 79) Rabie(1972), p.156.
- 80) このディーワーンには, ṣāḥib や mutawallī は任命されておらず, かわりに「性堅固な mustawfi が任じられ, ……軍隊の諸事が彼に報告され, また閲兵と軍人の身体的特徴〔の記録〕と衣類のことが委ねられる」とある。菟原(1995), p.5. diwān al-kurā' については, 注 82) を見よ。
- 81) Nuzha, pp.96-97.
- 82) diwān al-kurā' の場合にも, 「二名の主務書記 (kātib aṣl) と一名の mustawfi と二名の補佐官 (mu'in) が属する」とある [Nuzha p.94]。diwān al-jaysh の例にならえば, mustawfi の方が, 上席であったことになる。
- 83) 菟原(1978), pp.68-69 ; 本稿, p.4. ファーティマ朝で, 他にムスリムだけに委ねられるとされるのは, diwān al-aḥbās だが, これは, ワクフというイスラムに直接関わる機関なので, 非ムスリムが排除されるのは当然である。菟原(1995), pp.13-14.
- 84) Mammātī, p.301. Cf. Cooper(1973), pp.240-241.
- 85) diwān al-jaysh, diwān al-kurā', その他のディーワーンの機能については, 菟原(1995) を参照されたい。

ダの採掘・販売などの国家独占事業の収益をも扱っていたことになるが、これは、必ずしも直接の史料の根拠があるわけではない。

- 40) Itti'āz, I, p.283.
- 41) Ibid., II, p.48.
- 42) Ibid., p.108 ; Ishāra, p.35.
- 43) Itti'āz, II, p.90. 出費は15日間で、5,000 ディーナールに達した。
- 44) Nuzha, 校訂者による解説, p.60.
- 45) Musabbihi, pp.29, 49, 56 ; Itti'āz, II, pp.141, 152, 156.
- 46) 両軍団については, cf. Ishāra, p.33 ; Itti'āz, II, p.128.
- 47) 王朝創建の立役者であった、この軍団が、他の軍団とは異なる待遇を受けていたことはありうる。diwān al-jaysh については、菟原(1995), pp.5-6 を見よ。
- 48) Stern(1964), pp.17, 18, 170.
- 49) Stern は、これを the Office of the Great Dignitaries あるいは、Great Friends と訳している。Ibid., pp.21, 169.
- 50) Musabbihi, p.82.
- 51) Cf. *The Encyclopaedia of Islam*, “ ‘ARĪF ”.
- 52) Sayyid(1992), p.258 ; Musabbihi, p.13 ; Muqaffā, V, p.294, VI, p.163.
- 53) Musabbihi, p.109. Sayyid は、特に理由を示さずに、これらを同じものとしている〔Sayyid(1992), p.258.〕。なお tartīb とは、一般に「整えること」を意味する。ratīb の意味は判然としない。
- 54) Itti'āz, III, pp.194-195.
- 55) 415 年, 「diwān al-barid の長官たる Abū Ṭālib al-Gharābīlī」, Musabbihi, p.31 ; Itti'āz, II, p.141. その他, 386 年, al-Husayn b. Jawhar に “al-barid” が委ねられている。Itti'āz, II, p.6 ; Khīṭaṭ, II, p.14 ; Muyassar, p.54. なお, Sayyid は、根拠を示すことなく、王朝前半期の diwān al-tartīb の職掌は、諸ディーワーン間の調整 (tansīq) のようであり、これは後期の diwān al-tahqīq の機能であるという〔Sayyid(1992), p.259〕。たしかに、tartīb には「調整」の意もあるが、それだけでディーワーンの機能を断定できはしない。diwān al-tahqīq については、菟原(1995), pp.4-5 を見よ。
- 56) Nuzha の原本は、すでに失われており、近年刊行されたものは、ディーワーンの部分について言えば、Khīṭaṭ, Itti'āz, Ṣubḥ, および Ibn al-Furāt の刊本および写本中の引用を整理・統合して復元されたものである。菟原(1995), p.1.
- 57) ṭirāz については、菟原(1995), p.14 を見よ。
- 58) Ṣubḥ, III, p.472.
- 59) Ibid., pp.471-474.
- 60) diwān al-kurā' については、菟原(1995), p.12 を見よ。また同論文(p.7)において、私は munākhāt を「カリフ別邸?」としたが、これは、この機会に訂正しておく。ちなみに、アイユーブ朝初期に著わされた *Qawānīn al-Dawāwīn* によれば、「これ (al-munākh) は al-ahrā' (穀物庫) の意である。……以前、ここには財務や税務の機能があったが、現在では、それはなくなり、名称しか残っていない」とある。同書を翻訳した Cooper は、これを受けて、munākh を「おそらく公用で旅行する者のために、交通路沿いに設置された食糧・備品の小さな倉庫であろう」としている。Mammātī, p.353 ; Cooper,(1973), p.318.
- 61) Cf. Mammātī, p.350 ; Cooper(1973), p.291.
- 62) Itti'āz, II, pp.49-50.
- 63) Ibid., pp.108-109. dawāwīn と複数になっているのは、いくつかの部局からなっていたためであろう。hukkām は ḥākim (裁判官) の複数。

- 11) Stern(1964), pp.171-173. シャルキーヤは下エジプト東部地方。トゥールはシナイ半島の総督府。majlis は通常ディーワーンの下位区分としての「部局」を指す。なお、Stern は、istifā' を inspection (監察・監査) と訳している。
- 12) 森本(1975), pp.402-403.
- 13) Stern(1964), p.17.
- 14) Itti'āz, II, p.94. ワースィタについては、菟原(1978), p.72 を見よ。
- 15) Musabbihī, p.12.
- 16) Sayyid(1992), pp.259-260. 本文に掲げたアラビア語は、mutawalli で文節を切れば、「dīwān al-majlis は zimām al-dawāwīn」 ともとれるが、これは不自然な解釈であろう。
- 17) Stern(1964), pp.169-170.
- 18) Muyassar, p.61 ; Khitāṭ, I, p.442.
- 19) 菟原(1982), p.141.
- 20) Ibid. ; 菟原(1995), p.5.
- 21) Cf. Sayyid(1992), p.263.
- 22) Itti'āz, II, p.6 ; Muyassar, p.54.
- 23) Itti'āz, II, pp.247-248.
- 24) ①は、515 年、納税請負契約制度の是正に関する布告書の転載。Ibn al-Ma'mūn, pp.30, 31 ; Khitāṭ, I, p.84. ②は、516 年、相続財産の処置に関する布告書の転載。Itti'āz, III, p.92. ③は、524 年、シナイ山の修道僧の保護に関するもの（聖カテリナ修道院蔵）。Stern(1964), p.36. なお、カリフ＝アーミルの在位は 495-525 年。
- 25) Sayyid(1992), [p.265] によれば、dīwān al-khāṣṣ はカリフと宮廷の支出を扱うとしているが、その根拠は示されていない。dīwān al-majlis については、菟原(1995), pp.2-4 を見よ。また、本文に挙げた以外に次のような表現も見られる。dīwān al-khāṣṣ wa al-majlis (Ibn al-Ma'mūn, p.66 : 517 年); dīwān al-khāṣṣ al-Āmirī (Abū Ṣālih, p.54).
- 26) 本稿、注 3)。カリフ＝アズィーズの在位は 365-386 年。
- 27) Itti'āz, II, p.81. Cf. Khitāṭ, II, pp.15, 287. mufrad とは、本来「分離された」の意。
- 28) Stern(1964), pp.17, 21, 169-170. Stern によれば、mufrad と mukhtaṣṣ は同義で、“made private” の意であり、'atīq (“old”) の意味は不明であるという。
- 29) Stern(1964), pp.37, 40, 173. Stern の根拠は、Ṣubḥ, X, pp.357-359 に出る dīwān al-murtaja'a の職掌が、「[[失脚したワズィールの] Bahrām やその他から取り戻された土地の管理」とされていることによっている。バフラーム（在任 529-531 年）については、菟原(1982), p.131 を見よ。
- 30) ただし、Khitāṭ の事例の al-dīwān al-sultānī は、おそらくファースティマ朝より後の時代のものであろう。Cf. Khitāṭ, II, p.130.
- 31) Itti'āz, III, pp.115-116. mustawfi については、本稿、pp.9-10 参照。
- 32) Itti'āz, III, pp.117-118. Cf. ibid., pp.126-127.
- 33) Ibid., p.119.
- 34) Ibid., p.125.
- 35) 菟原(1995), p.12.
- 36) 各ディーワーンの職掌については、上記拙稿、p.12 参照。ハラージ税庁およびヒラーリー税庁の表記について、Nuzha と Itti'āz で、双数、単数の違いがあるが、とりたてて意味に違いはないだろう。
- 37) *The Encyclopaedia of Islam*, (New Edition), “DĪWĀN”, p.324.
- 38) Khitāṭ, II, p.6.
- 39) Musharrafa [pp.206-207] によれば dīwān al-mustaghallāt は、ミョウバン、天然炭酸ソー

は、軍人ワズィールがカリフに代わる実質的支配者となり、軍事的支配体制が進行していたとはいえ、国家体制としての「軍事イクター制」¹¹⁷⁾が確立するのは、アイユブ朝以降である。
 ②エジプトにおいて、ムスリム人口が圧倒的多数を占めるのは、マムルーク朝以降のことであり、ファーティマ朝時代には、まだコプト教徒の勢力は相当に大きく¹¹⁸⁾、ディーワーンの吏僚に非ムスリムの占める割合も高かった。このような、ファーティマ朝を過渡期とする国家体制や社会構成の大きな変容は、ディーワーンや官吏のありかたとどのような関連があったのであろうか。あるいは、ファーティマ朝官制研究は、これらの現象の理解にどのように寄与できるのであろうか。困難な課題ではあるが、今後の研究にあたって、忘れてはならない視座であらう。

注

- 1) 菟原(1995). おおよその分類と共に、それらのディーワーン名を挙げておく。財務統括：diwān al-majlis, diwān al-naẓar, diwān al-tahqīq. 徴税：diwān al-ṣa'id, diwān al-asfal al-arḍ, diwān al-thughūr, diwān al-jawālī wa al-mawārith al-ḥashriyya, diwān al-kharāj, diwān al-hilālī. 軍政と俸給：diwān al-juyūsh wa al-rawātib, diwān al-iqtā', diwān al-jihād. 政府文書全般およびマザーリム：diwān al-inshā' wa al-mukātabāt. 王朝資産管理：diwān al-kurā', [diwān] al-tirāz. ワクフ管理：diwān al-aḥbās.
- 2) ファーティマ朝のディーワーンに関する研究史については、上記拙稿の注2)を参照されたい。なお、前稿執筆時には未見であった Sayyid(1992)は、その後入手して参照したが、ディーワーンに関する記述は簡略で、テキストの詳細な分析・検討は見られない。
- 3) Khitāṭ, II, p.6. diwān al-kharāj 以外のディーワーンは、diwān al-'Aziziyya, diwān al-jaysh, diwān al-amwāl, diwān al-sijillāt wa al-inshā', diwān al-mustaghallāt である。これらのうち、diwān al-amwāl 以外は、本稿または前稿でふれられている。diwān al-amwāl (amwāl=金、財産)は、一般的な名称であるにもかかわらず、職掌が特定できない。あるいは、国庫 (bayt al-māl) を指すのであろうか。Cf. Khitāṭ, I, p.403 ; Itti'āz, III, p.335.
- 4) Itti'āz, II, pp.76, 135, 161, 167 ; Dawādārī, pp.317, 322 ; Musabbiḥī, pp.12, 82 ; Ishāra, p.36.
- 5) Stern(1964), p.17. 文書内容は、カリフ=ザーヒルが、コプト修道士の保護を命じた布告書。
- 6) 上エジプト、(地中海沿岸港湾諸都市を除く) 下エジプト、地中海沿岸地域の三分区。菟原(1995), p.11.
- 7) diwān al-Shām については、三人のワズィールの前歴に、その長官職への就任経験が確かめられる。Ṣāliḥ b. 'Alī al-Rūzbārī(ワズィール在任, 398-400年), Abū Naṣr b. 'Abdūn (同 400-401年), Ṣa'id b. Mas'ūd(同, 441-442年)。また、次の二人のワズィールが diwān Tinnīs wa Dimyāt の長官職を経験している。Abū al-Qāsim al-Jarjarā'i(同, 418-436年), Abū al-Faraj b. al-Bābili(同, 450年)。菟原(1978), pp.68-69.
- 8) シリアの税務がエジプト本土の税務と切り離されていたことは十分ありうる。また、ティンニースやダミエッタの主要な税源は商品の輸出入税であり、土地税などを主要税収とするディーワーンとは別扱いになっていた可能性がある。Cf. 菟原(1995), pp.11-12.
- 9) Nuzha によれば、diwān al-thughūr は、アレキサンドリア、ダミエッタ、ナスタルーフ、ブルッルス、ファラマーを管掌する。この中にティンニースの名は見えないが、上記都市は、下エジプトの地中海沿岸全域にわたっている。菟原(1995), p.12.
- 10) 前者は、439年に免職されたワズィール、al-Fallahī の父が委ねられていた。Itti'āz, II, p.196 ; Muyassar, p.2. 後者は、年代記の562年の条に見える。Itti'āz, III, p.284.

(5) 浄書係

文書を起草する者が、必ずしも能書家であるとは限らないので、浄書係 (mubayyid) を選任しなければならない¹¹²⁾。

文書作成後の業務に関わる吏僚

(6) 文書検査官

このディーワーンで書かれるものすべてに不注意や誤りがないか検査する係である。本来、文書の検閲は長官の任務だが、その職務の多忙さ故に、このような補佐を任用する必要があるとされる¹¹³⁾。

(7) 記録簿 (daftar), 控え書き (tadhkira) の作成係

職掌は以下のように整理される。① tadhkira の作成。tadhkira には、発出される書状、命令書中の重要事が記録される他、到着書状中の必要な事柄も転載され、それに対する返答も、記録される。この tadhkira は、事柄ごとに綴じ込まれ、年度ごとに整理される。② daftar の作成。ここには以下のような事柄が記録される。総督、その他の吏僚、外国の諸王およびその臣僚の称号 (laqab), 名前、彼らへの呼びかけ方。国家におこった重大事件。官服、剣、等の賜与物の特徴、価格、等。③ fifest (目録) の作成。到着書状、発出書状とも、日・月・年毎の目録を作成し、必要があれば、書状全体を複写する¹¹⁴⁾。これらの作業は、書状作成時の参照や検索の便をはかるためであるが、上記(4)の係官と職掌が一部重複している。また、この係官は、アルメニア語、ギリシャ語、ヨーロッパ語、その他の外国語書状の検閲と翻訳の手配も行なう、とされる¹¹⁵⁾。

(8) 保管吏 (khāzin)

このディーワーンで作成された文書は、すべて複写係 (nāsikh) によって、逐語的に複写され、それをこの保管吏が受け取って、月毎に整理して綴じ込む。届いた書状も、返答処置後に回収され、この保管吏のもとで、地方毎、月毎のファイル (idbāra) にして整理・保管される。さらに彼は、tadhkira、重要事項のリスト、その他、文書庁内にある、すべての文書・記録を保管するとされる¹¹⁶⁾。

むすび

以上、「はじめに」で記した趣旨に従って、ファーティマ朝のディーワーンとその吏僚について述べた。ディーワーンが存在そのものについていえば、前稿と本稿で扱ったもの以外には、もうそれほど重要な機関は多く残っていないであろう。ただ、機関の機能については、判然としない部分も未だに多いので、今後も情報の収集を継続する必要がある。吏僚の種類は、徴税の現場や地方官まで考慮すれば、さらに増大するであろうが、それらの把握も、今は将来の課題とせざるをえない。

ところで、ファーティマ朝のディーワーンといっても、けっしてその前後の時代と不連続なわけではない。したがって、ディーワーン研究も、中世エジプト史の展開という大きな脈絡の中で考えねばならない。その際、特に次の二点に留意する必要がある。①王朝の後半期に

実際の業務が、まったくこの「規範」どおりに遂行されたかどうかは、保証のかぎりではないが、合理的な手順ではある。また、ここには、届いた書状に関する処置のみが記されているが、文書庁の長官は公文書 (inshā') の名の冠せられるすべての書類を、完璧に吟味しなければならない、ともあるので¹⁰⁰⁾、政府の発する重要文書は、原則的には、すべて文書庁長官によるチェックを受けるべきであったのだろう。

長官のその他の任務とされるのは、①行政の対応に支障をきたさぬよう、中央政府に届いた書状の日付に注意すること。②返答書の発出を遅らせぬこと。③長官自らがその書状に関わり、内容も納得済みであることを証するため、彼自ら宛先の表書きをし、布告書 (manshūr) など、宛先のない書状の場合には、日付を自署すること、等である¹⁰¹⁾。

文書の起草・作成に関わる吏僚

(1) Kātib al-Inshā'

彼は、「このディーワーンにおいて任用される最も地位の高い書記である。なぜならば、彼に直接 inshā' が委ねられるからである。彼は、ただ一つの言葉、ただ一つの意味を与えられて、そこから長い文書を作成する」とある¹⁰²⁾。長官の短い指示を受けて、実際に文書を直接起草する書記であり、前述の返答書を作成する書記もこれにあたるであろう。また、任命文書 (taqlid) の起草も彼の任務である¹⁰³⁾。ただ、inshā' は、sijill (カリフ名によって出される公式書状)、manshūr (宛先がなく、封をされない布告)、amān (安全通行証) 等の公式文書をすべて含むので¹⁰⁴⁾、以下に述べる書記たちの職掌との区別はあいまいである。

(2) 外国の諸君主との通信に任用される書記

この書記は、君主に代わって世界の諸王と通信する故に、前述の kātib al-inshā' よりもさらに地位が高いとされる¹⁰⁵⁾。このようにテキストでは、外国君主との通信が特に別格扱いとされているが、実際に独立した官職として設置されていたのであろうか。長官や、kātib al-inshā' がこの役割を果たすこともありえたのではなかろうか。

また、この書記が通信相手の言語に通じていれば、自ら翻訳するのが望ましいが、そうでない場合は、その言語を知る者に翻訳を委ねるとある¹⁰⁶⁾。

(3) 国家の高官との通信に携わる書記

職掌は、①国家の高官、すなわち、地方総督 (wālī)、軍の高官 (wujūh)、裁判官 (qāḍī)、官僚 (kātib)、監督官 (mushārif)¹⁰⁷⁾、徴税官 ('āmil) たちに対する返答書や命令書を書くこと。②中下級官の任命書、安全通行証、誓約書 (yamīn, qasāma)¹⁰⁸⁾ を書くこと。そして、この書記は、上に述べた(1)、(2)の書記よりも地位が低いとされている¹⁰⁹⁾。

前述の二職が、国政の枢機に関わるような文書を担当したとすれば、本職は、より日常的・実務的な行政文書を起草するのであろう。

(4) 上記書記の下僚

(3)の書記の業務は広範で、ディーワーン内で最も仕事量が多いので、下僚の補佐が必要であるとされる。この補佐の職掌は、布告書 (manshūr)、君主側近への報告書 (faṣl)、吏僚の控え書き (tadhkira)¹¹⁰⁾ を書くこと、また、文書庁内で書かれるすべてを複写することである¹¹¹⁾。

よび納税請負額の弁済義務ある者に対する請求、関係の書類の作成である⁹⁰⁾。

Mubayyiḍ

diwān al-rawātib において、mu‘in とあわせて 10 名ほどの員数を数える「文書作成官」である⁹¹⁾。

Khāzin

「保管吏」を意味する。ファーティマ朝では、diwān al-jaysh に 2 名が属し、軍人に関する正確な記録 (shawāhid) を管理する係官の呼称として知られる⁹²⁾。

Mudabbir

一般的には「監督者」・「管理者」を意味するが、diwān al-aḥbās にこの名称が見える。彼らは、ワクフ施設に仕える者（主としてモスクの諸職であろう）の代理人を務め、diwān al-rawātib から支給される、それら諸職の俸禄の確認をし、その支出の実施にあたった⁹³⁾。

Mandūb

一般には、「代理」を意味する。カリフや高官の礼服・官服の制作・管理の任にあたったティラーズの高官に仕え、100 名を数えた。任務は「村々における作業の実施」とあるので、衣類・織物の制作に必要な地場での差配であろう⁹⁴⁾。

文書庁の吏僚

文書庁 (diwān al-inshā' または diwān al-rasā'il あるいは diwān al-mukātabāt) は、地方および外国から中央政府に送付される文書・通信を処理し、中央から発せられる文書を作成する機関である。またこの業務に関連して、このディーワーンでは、マザーリム審判の事務処理にもあたった。Nuzha における文書庁の記述は、むしろ、このマザーリムに関わる吏僚の説明が中心である⁹⁵⁾。そこで、本稿では、このディーワーン本来の文書事務の手順と共に、それに携わる吏僚について述べてみたい。依拠する史料は、王朝後半期にこのディーワーンで実際に活躍した Ibn al-Ṣayrafī (463-542 年) の *Qānūn fī Diwān al-Rasā'il* (『文書庁の規範』、以下、Q.D.R. と略記) である⁹⁶⁾。

長官 (mutawallī) ⁹⁷⁾

Nuzha[p.87] では、この長官に関して、次のように述べるのみである。「到着した書状は、封をされたままで、彼に手渡され、彼が手ずからカリフにそれを提示する。その書状の記録およびそれに関する返答を命ずるのは彼である。」

しかし、Q.D.R.[p.15] によれば、長官は次のような手順で書状に対する処置を進める。①君主⁹⁸⁾に届いた書状を、最も信頼できる書記に手渡し、書状そのものの裏に内容の抜粋を書かせる⁹⁹⁾。②オリジナルと抜粋を比較対照する。不完全な場合は、長官自ら加筆。③君主に、抜粋の付せられた書状を提示して、その命令を引き出す。④その命令に基づいて、返答すべき事柄を書状に書き入れる（簡単なメモ程度の指示であろう）。⑤実際の返答書を作成させる。⑥返答書の内容をチェックして、必要があれば、修正。⑦君主に返答書を提示。その御前で封緘。⑧返答書は保管吏にまわされ、長官は、返答書の数、名宛て人、内容を示す書き付けを保管吏から受け取る。

対十字軍遠征艦隊の出発に先立つ俸給賜与式であるが、カリフおよびワズィールが、謁見室の所定の席を占めると、

diwān al-jaysh の二人の ṣāhib が御前に出る。その二人とは mustawfi と kātib であるが、mustawfi の方が上位である (amyaz-humā)。mustawfi は謁見室の戸口内側に座る。これは、特に彼のために許された席次である。彼に続いて、戸口の下手、控えの間に広げられた敷物の上に kātib al-jaysh al-aṣl (軍の主務書記) が座る。mustawfi は名望家または卓越したムスリム官僚 (a'yān al-kuttāb al-muslimin) でなければならない。

一方、kātib al-jaysh は、たいていユダヤ教徒である⁸¹⁾。

これを見ると、mustawfi も kātib も共に ṣāhib と表現されており、ディーワーンの責任者ではあるが、実質的な長官職は mustawfi であったことがよくわかる⁸²⁾。また、官吏がムスリムでなければならないという記述は、逆にいえば、非ムスリム官吏が多かったということでもある。しかし、財務官僚の場合、ṣāhib や mustawfi が必ずしもムスリムであったわけではない。むしろ、長官職ばかりでなく、ワズィールにまで就任する非ムスリム官僚 (キリスト教徒、ユダヤ教徒) の例を挙げるのは容易である⁸³⁾。

Qawānīn al-Dawāwīn によれば、mustawfi の職掌は、「ディーワーンの吏僚たちに税務報告書 (ḥisāb) の提出を求め、徴収されるべき税について、適切な時期に、mutawallī al-diwān に通知すること。税収記録簿 (jarā'id) をつけ、彼の受け取るすべての税務報告書を照査し (yuqābil), 監査し (yastawfi), 督促状 (muṭalabāt) を作成すること」等とある⁸⁴⁾。これも徴税関係機関における mustawfi の任務を一般的に述べたものであって、ファティマ朝の diwān al-jaysh や diwān al-kurā' の mustawfi には、そのままあてはまらない。むしろ、税務報告書の照査、監査、督促状の作成等は、diwān al-naẓar や diwān al-tahqīq といった機関の職掌である⁸⁵⁾。

Mu'in

「補佐」を意味する用語である。diwān al-majlis では、ディーワーン内の各部局を委ねられた kātib の各々に 1～2 名の mu'in がついていて⁸⁶⁾。その他に mu'in の存在が見えるのは、diwān al-rawātib (mubayyid「文書作成官」とあわせて 10 名)、diwān al-kurā' (2 名)、diwān al-aḥbās (ワクフ庁、2 名) である。いずれの場合も、当該部署の責任者である kātib や mustawfi の下僚である⁸⁷⁾。

Naqib

naqib とは、一般に行政面では、「監督官」、「代表・代理」等を意味することが多いが、ファティマ朝官制では、diwān al-jaysh の mustawfi につく複数の naqib が知られる。彼らは武官 (アミール) であり、各軍人の現況 (生・死・病気・健康) についての最新情報を mustawfi に伝える役目を有している⁸⁸⁾。この naqib の姿は、先にも紹介した、遠征艦隊乗組員に対する俸給賜与式にも見える。そこでは、mustawfi によって名簿から呼び出された軍人に対して、naqib が直接彼らに俸給を手渡し手順になっている⁸⁹⁾。

Mutarassil

diwān al-naẓar 長官によって任命される。その業務は、決算の請求、税金徴収の督促、お

ところで、アイユーブ朝初期に著わされ、ファーティマ朝時代の伝統をも反映していると考えられる、Mammāṭī の *Qawānīn al-Dawāwīn* (『諸ディーワーンの規範』) によれば⁷³⁾, mutawallī は、① amāna (信頼)、② badhl (申し出)、③ ḍamān (徴税請負)、のいずれかによって任じられる、とある。①によって任じられた場合、不信行為のないかぎり、mutawallī の地位を保ち続けるが、不信行為のあった場合には、責任を問われて罷免される。②は、たとえば、「もし私が十万ディーナールの収入のあるディーワーンに任じられたならば、私は最も適切な措置を講じて、十一万ディーナールの収入を約束する (‘aqadtu)」という言葉のもとに任命されることをいう。しかし、実際に任命された後には、その収入保証は、十万以上でありさえすれば、十一万以下でもよい⁷⁴⁾。なぜならば、彼は「全力を尽くす (badhl ijtihād-hu)」ことを約束したのであり、約束 (wa’d) には法的義務が課せられないからである。十万以下の収入保証しかない場合には、その理由が調査され、それが計画の杜撰さによるものであれば、彼には別な〔収入予算〕報告 (qawl) が要求される。また、それが、不運によるものであれば、彼の処遇は君主 (sulṭān) の判断に委ねられる。③によって、ディーワーンを委ねられた場合、請負額〔の納入〕が〔期日に〕遅れた時には、いつでも彼は〔自らの責任で〕それを完遂せねばならない⁷⁵⁾。

むろん、これは主として財務統括や徴税に関わるディーワーンの mutawallī に関することである。たしかに、本稿でもふれた dīwān al-istikhrāj のアブー・ナジャーフのように、国家収入を増大させることを請け合って、高い地位を獲得する官僚は存在した。またカリフ＝ハーフィズ時代 (525-544 年) に ḍamān によって、dīwān al-naẓar を委ねられた al-Akhram なる人物の例も知られている⁷⁶⁾。しかし、上の規範が実際にどの程度まで厳密に遵守されていたのかを、確かめるのはむずかしい。

また *Qawānīn al-Dawāwīn* にはディーワーンの最高責任者としての ṣāhib の名称は見えず、かわりに mutawallī をも監督する立場にある nāẓir (「監督」の意) の名称が挙げられている⁷⁷⁾。しかし、この nāẓir という呼称は、ファーティマ朝官制関係の記述には見えない。ファーティマ朝において実際に mutawallī をチェックできたのは、全行政機関の統括者であるワズィール (ワースィタ) か、監査系官庁 (dīwān al-naẓar, dīwān al-taḥqīq, dīwān al-majlis 等) の長官であったと考えられる。

なお、dīwān al-majlis, dīwān al-naẓar, dīwān al-taḥqīq, dīwān al-jaysh, dīwān al-inshā’ (文書庁) 等の長官職には、特に ḥājib (警衛官) がつく⁷⁸⁾。これは、彼らの執務所にみだりに部外者を近づけないための、実質的な意味合いからであったろうが、これらの長官の職務の重要性と地位の高さを示す標識としての機能も兼ねていたと思われる。

Mustawfi

この官職は、広くイスラム世界において、通常「会計職」として知られるが⁷⁹⁾、ファーティマ朝官制では、dīwān al-jaysh と dīwān al-kurā’ にこの職名が見られる。Nuzha における dīwān al-jaysh の記述を見るかぎり、mustawfi が、この機関の最高責任者であったことは明らかである⁸⁰⁾。この mustawfi に関して、前稿 (菟原, 1995) では省略したが、Nuzha の dīwān al-jihād (聖戦庁) の項に興味深い関連記述があるので、以下に紹介したい。場面は、

年)は、中央官制を指揮する立場にありながら、ほとんど「命令し、禁止する権限」がなかった⁶⁶⁾。この状態は、アブー・サアドおよびファッラーヒーそれぞれの後任の時代にまでもちこされた⁶⁷⁾。

ただし、これらの変則的状况も、各女性のディーワーンの長官を務めた有力な官僚が、正式にワズィールに就任することによって終わっており、私的家政機関が、中央官制を統括する機関(ワズィール職)にとってかわることはなかった⁶⁸⁾。

(二) ディーワーンの吏僚

Nuzhaに挙げられるディーワーンは、最も大きく分類すれば、財務系官庁(財務統括、徴税、軍政および俸給、王朝資産管理、ワクフ管理)と文書庁(政府文書全般およびマザーリムを扱う)とに分けられる⁶⁹⁾。また本稿で扱ったディーワーンについても、diwān al-ḥukum(司法庁)やdiwān al-barid(駅通庁)、また実態の不明なdiwān al-‘arā’ifなどを除けば、大半は財務系官庁である⁷⁰⁾。したがって、当時の行政官僚の大部分は、財務系か文書庁系のいずれかのジャンルに属していたと見てさしつかえないので、以下では、この二分法にしたがって、ディーワーンの吏僚についての検討を進めたい。

なお、一般的に「官吏」を示す用語はkātib(書記)である。

財務系官庁の吏僚

Ṣāhib と Mutawallī

ファーティマ朝官制関係の記述で、ディーワーンの最高責任者すなわち長官職を示す用語としては、ṣāhib(「保持者」の意)とmutawallī(「委ねられた者」の意)が最も一般的であるが、両者は互換性のある用語で、実際には同義である。まず、これを確認しておく。

Nuzha[p.81]のdiwān al-taḥqīqの項には、「彼(diwān al-taḥqīqを委ねられた者)はra’s al-dīwān(ディーワーンの長)すなわちmutawallī diwān al-naẓarと同等の地位を与えられた」とある。一方、Ṣubḥ[III, p.489]では、「彼(diwān al-taḥqīqを委ねられた者)は、すでに述べられたra’s al-dawāwīn(諸ディーワーンの長)と同等の地位を与えられた」とあるが、この「すでに述べられたra’s al-dawāwīn」というのが、Ṣubḥ文脈で、その前にある「この職(naẓar al-dawāwīn)のṣāhibはra’s al-kull(すべての長)である」を受けている。してみると、mutawallī diwān al-naẓar=ra’s al-dīwān=ra’s al-dawāwīn=ra’s al-kull=ṣāhib naẓar al-dawāwīnということになる。diwān al-naẓarとnaẓar al-dawāwīnが同じものを指すのは明らかなので⁷¹⁾、ṣāhib=mutawallīということになる。

また、diwān al-rawātib(俸給庁)の俸給リストにおいても、諸ディーワーン官僚のトップクラスとしては、“man yatawāllā diwān al-naẓar(あるいは、diwān al-taḥqīq, diwān al-majlis)”とあるのみである⁷²⁾。アラビア語でman yatawāllāというのは、mutawallīに等しいが、もしṣāhibとmutawallīに職掌上の区別があるのであれば、ṣāhib diwān al-naẓarやṣāhib diwān al-majlisの俸給も記録されていてしかるべきであろう。

jimāl) である。ファーティマ朝は、al-munākhāt に多数の駱駝を所有しており、そのおびただしい数は数えきれないものだった」とある。dīwān al-kurā' からは独立した機関のようであるが、業務内容に大差はないであろう⁶⁰⁾。

Dīwān al-Ahrā' (穀物庫庁)

ahrā' とは「穀物庫」の意である。やはり、Itti'āz(III, p.342) に名称が挙がるのみで、詳しいことはわからない。Ṣubḥ(III, p.475) によれば、ファーティマ朝は、カイロ、フスタート等に穀物庫を設置しており、そこから、俸禄受給者、諸モスクのスタッフ、カリフの製粉所、艦隊乗員の糧食、施し(ṣadaqāt)等のために、穀物が放出された。dīwān al-ahrā' がこれらの倉庫を管理していたことは間違いない⁶¹⁾。

Dīwān al-Ḥukum (司法庁)

394年、司法長官(qāḍī al-quḍā)が al-Ḥusayn b. al-Nu'mān から 'Abd al-'Azīz b. al-Nu'mān に交替した時、dīwān al-ḥukum の書類(kutub)は、フサイン邸からアブド・アル・アズィーズ邸に移された⁶²⁾。また405年、Ibn Abī al-'Awwām に司法が委ねられた時、dīwān al-ḥukum が、前任者の Mālik b. Sa'īd 邸からアムル・モスクへ移された。「このようなことをしたカーディー(裁判官)は、彼が最初で、[それ以前は] dawāwīn al-ḥukkām は彼ら(司法長官)の邸にあった」⁶³⁾という。以上の記述から、dīwān al-ḥukum(dawāwīn al-ḥukkām)が、司法長官の官房で、王朝の前期には、長官の私邸に置かれていたことがわかる。

年代記中に見える dīwān al-qadā' (389年, qadā'=司法) や、dīwān al-qāḍī (395年) も dīwān al-ḥukum の別称であろう⁶⁴⁾。

宮廷女性のディーワーン

ファーティマ朝では、カリフの女性親族が国政を左右した時期が二度あり、いずれの場合も、彼女らの私的家政機関と思われるディーワーンの長官が重要な役割をはたした。

カリフ=ザーヒル治世初めの四年八ヵ月は、カリフの伯母(前カリフ=ハーキムの姉) Sitt al-Mulk が国政の実権を握った。たとえば、414年、ワースィタ(ワズィール)に任じられた al-Mas'ūd b. Ṭāhir al-Wazzān は、軍団と財務の監督を委ねられたが、dīwān Tinnīs wa Dimyāt とハーキミー軍団(al-jaysh al-Ḥākīmī)と Dawāwīn al-Sayyida Sitt al-Mulk (スィット・アル・ムルク様の諸ディーワーン)の監督は Abū al-Qāsim al-Jarjarā'ī に委ねられ、ワッザーンにはそれらの監督権がなかった。このジャルジャラーイーについては、「権力はスィット・アル・ムルクのもので、ジャルジャラーイーが彼女の舌であり、手であった」とあり、実権を握るスィット・アル・ムルクのディーワーンの監督として、むしろワースィタ以上の権勢をふるったものと思われる⁶⁵⁾。

また436年当時ワズィールの職にあったジャルジャラーイーが没すると、国政の実権は、カリフ=ムスタンスィル(在位427-487年)の母后とそのディーワーンすなわち dīwān umm al-khalīfa (カリフ母后のディーワーン)の長官, Abū Sa'd al-Tustarī が握った。そのため、ジャルジャラーイーの後任ワズィールであった Ṣidqa b. Yūsuf al-Fallāhī (在任436-439

ことによると、王朝創建の軍事的支持母体であったクターマ軍団のディーワーン、すなわち *diwān al-Kutāmiyyin* と同じものを指しているのかもしれない。

Dīwān al-‘Arā’if

このディーワーンについては、*Musabbiḥi* の 415 年の条に、「*diwān al-‘arā’if* の長官，*Dawwās b. Ya‘qūb*」とあるのみである。*Musabbiḥi* の校訂者のつけた注によれば、「諸部族・諸集団の ‘arīf たちを統括するディーワーンのようなものである。‘arīf とは部族や人間集団の監督者であり，アミールは彼から部族や集団の状況についての情報を得る」，とある⁵⁰⁾。しかし，これは ‘arīf の一般的意味からの推測であり，この機関のファーティマ朝における実態の説明にはなっていない⁵¹⁾。

Dīwān al-Tartīb

カリフ＝ハーキム治世（386-411 年）に史家ムサッビヒー（366-420 年）がこのディーワーンを委ねられていた他，カリフ＝ザーヒル治世（411-427 年）初期にも，このディーワーンの名が見える⁵²⁾。またムサッビヒーは自らの年代記中に，「*dīwān al-ratīb* で我々の同僚だった某」という記述を残しているので，*diwān al-tartīb* と *diwān al-ratīb* は同一機関かもしれない⁵³⁾。

一方カリフ＝ハーフィズ治世（525-544 年）にも，*diwān al-tartīb* なる名称のディーワーンが新設され，そこには諸地方の *tartīb* (*tartīb al-a‘māl*) に任用されていた者が「統合」されたが，「この *tartīb* は，ファーティマ朝以外では *ṣāhib al-barid* と呼ばれる」とある⁵⁴⁾。*barid* とは「駅通」の意であり，この *tartīb* は地方駅通局長職と思われる。つまり，各地方ごとに独立的であった駅通制度を，中央において束ねる機関として設置されたのが，この *dīwān al-tartīb* であったのだろう。これと，先に述べた初期の *dīwān al-tartīb* が，同じものであるかどうかはわからない。というのも，初期の史料には，*dīwān al-barīd*（駅通庁）の名称が明確に現われるからである⁵⁵⁾。後期の *dīwān al-tartīb* は，この *dīwān al-barīd* の復活であったのだろうか。

Dīwān Khazā’in al-Kuswa（衣料庫庁）

Ṣubḥ〔III, p.490〕の財務関係ディーワーンの列挙の中で，第四番目に挙げられているが，復元された *Nuzha* の記述には欠落している⁵⁶⁾。*khazā’in al-kuswa* はふたつの倉 (*khizāna*) からなり，*dār al-tirāz*（官服製作所）⁵⁷⁾で制作された高価な織物・衣類，またカリフの衣料を保管する施設である⁵⁸⁾。

ところで，王朝資産を管理する施設としては，他に，*khizāna al-kutub*（書庫），*khizāna al-sharāb*（飲料庫），*khizāna al-ṭu‘am*（食料庫），*khizāna al-surūj*（馬具庫），*khizāna al-farsh*（家具庫），*khizāna al-silāḥ*（武器庫），*khizāna al-tajammul*（儀仗庫），*khazā’in al-māl*（財宝諸庫）が知られているが⁵⁹⁾，これらに関わるディーワーンの名称は *Ṣubḥ* 記述中にも見られない。

Dīwān al-Munākhāt（駱駝舎庁）

ディーワーンとしては，*Itti‘āz*〔III, p.342〕に *dīwān al-kurā’*（厩舎庁）と並んで，名称が見えるのみである。*Ṣubḥ*〔III, p.475〕には，「*al-munākhāt*。これは駱駝舎 (*ḥawāṣil al-*

Nuzha によれば, *dīwān al-kharāji wa al-hilālī* (ハラジー税庁およびヒラーリー税庁) は, 「〔カリフ資産の〕 賃貸し不動産 (*ribā'*) および諸雑税 (*mukūs*) を管掌する。商工業 (*ṣinā'a*) に関わる職掌上, 往来する者に対して *dīwān al-abwāb* が設置されていた」とある³⁵⁾。一方 Itti'āz [III, p.342] には, 次のようにある。「*dīwān al-kharāji wa al-hilālī* には幾つものディーワーンが属している。その中には, *dīwān al-ribā'*, *dīwān al-mukūs*, *dīwān al-ṣinā'a* がある。」したがって, 後者の三ディーワーンが *dīwān al-kharāji wa al-hilālī* の部局であり, *dīwān al-ṣinā'a* は, おそらくは, *dīwān al-abwāb* の別称であったことがわかる³⁶⁾。

賃貸しされる政府不動産を扱うディーワーンとしては, ウマイヤ朝時代から, *dīwān al-mustaghallāt* (*mustaghall*=収益) が知られているが³⁷⁾, ファーティマ朝初代ワズィールのイブン・キッリスが創設した同名のディーワーン³⁸⁾の職掌も同様であるならば, 王朝初期の *dīwān al-mustaghallāt* は, 末期の *dīwān al-ribā'* にあたることになる³⁹⁾。その他に不動産関係のディーワーンとしては, *dīwān al-amlāk* (*amlak*=私有資産, 私有地) の名が見える。384 年, カリフ = アズィーズは「家屋は *dīwān al-amlāk* の責任者の検閲 (*'ard*) を経ないかぎり, 200 ディーナール以上で売られてはならないことを命じた」⁴⁰⁾とある。ただし, わずかにこれだけの記述では, このディーワーンの機能をこれ以上明らかにすることはできない。

Dīwān al-Nafaqāt (支出庁)

このディーワーンの名称は, 年代記394年の条に見える他⁴¹⁾, ワースィタ, 'Abd al-Rahmān b. Abī al-Sayyid (在任 405 年) およびワズィール, Abū al-Qāsim al-Jarjārī (在任 418-436 年) がそれぞれ, このディーワーンの長官職を経験している⁴²⁾。職掌を窺わせる記述は, 402 年, カリフ = ハーキムの禁令の一つとして実施された, 乾しぶどうの大量焼却の際, その運搬および焼却にかかる出費が, *dīwān al-nafaqāt* の長官に委ねられた, とあるのみで⁴³⁾, やはりこれ以上のことはわからない。A. F. Sayyid は, 王朝後半期の *dīwān al-nazar* の職掌は, *dīwān al-nafaqāt* の職掌の継承のようである, と述べるが⁴⁴⁾, これには何の根拠もない。

Dīwān al-Kutāmiyyin (クターマ軍務庁)

ファーティマ朝初期の主力軍団であったクターマ軍団の扶養に関わる機関であることは, 明白である。年代記415年の条に, このディーワーンに関する任免の記述が集中して見られる⁴⁵⁾。*dīwān al-Kutāmiyyin* という名称に対して, ヒジュラ暦 5 世紀の初めには既に存在していたトルコ人軍団や東方人軍団について, *dīwān al-atrāk* とか, *dīwān al-mashāriqa* という機関があったのかどうかは, 史料上確認できない⁴⁶⁾。また, *dīwān al-kutāmiyyin* が *dīwān al-jaysh* (軍務庁) の一部局であったのか, それとも独立した機関であったのかも不明である⁴⁷⁾。

たびたび引用する Stern の紹介した 415 年の文書には, 実態の不明な二機関が記されている。すなわち, *al-dīwān al-farahī* と *dīwān al-awliya' al-kibār* である。前者について Stern は, *Farahiyya* 黒人軍団に関係するものではないかと推測している⁴⁸⁾。後者について Stern は何も述べないが, その意味するところは, 「偉大なる支持者たちのディーワーン⁴⁹⁾」であり,

dīwānay al-majlis wa al-khāṣṣ al-Āmiri, ③ dīwānay al-majlis wa al-khāṣṣ。これらはいずれも政府布告文書の末尾に記されたものであるが²⁴⁾、そこでは、布告が、これらのディーワーンで最初に確認・記録 (thubūt) されるべき旨が命じられている。もっとも、このことからわかるのは、dīwān al-khāṣṣ が財政の統括機関であった dīwān al-majlis と並び称される中心的ディーワーンであったということだけで、それ以上の詳しいことはわからない²⁵⁾。

カリフ名との結びつきでいえば、イブン・キッリスの創設したディーワーンの中に、dīwān al- 'Azīziyya の名称が見えるが²⁶⁾、これが dīwān al-khāṣṣ と同じものかどうかはわからない。

al-Dīwān al-Mufrad

このディーワーンの職掌は明確である。すなわち、400 年「〔カリフ〕ハーキムは、処刑された者などから没収された資産を扱う目的で、al-dīwān al-mufrad を創設した」とある²⁷⁾。Stern の文書研究によれば、415 年の文書中に、al-dīwān al-mukhtaṣṣ al-mufrad al- 'atīq (旧私有財産庁) という言及があるが、これが al-dīwān al-mufrad と同じものであることは間違いないだろう²⁸⁾。また Stern は、524 年の文書に出る dīwān al-istifā' 'alā al-iqtā'āt al-murtaja'a wa al-ribā' wa al-ajinna al-sultāniyya (返還分与地および国家資産・園地監督庁) も没収資産や国有地を扱った機関であろうとしている²⁹⁾。

著述史料においても、名称こそ違え、al-dīwān al-mufrad と機能の類似したディーワーンが見出される。一つは、al-dīwān al-sultāni (sultāni=「君主の」) である。Abū Ṣāliḥ [p. 44] には、カリフ=アーミル治世 (495-525 年) に、ある教会の私有地 (milk) であった園地 (bustān) が、al-dīwān al-sultāni に没収された、という記述がある。また Khīṭaṭ [I, p. 487] には、ファーティマ朝時代にワクフ (宗教的寄進資産) に設定されたある園地が、時代を経て (年代は不明)、法学者によってワクフとして無効と宣せられ、それを扱う al-dīwān al-sultāni に没収された、とある³⁰⁾。

没収財産に関わる、いま一つのディーワーンは dīwān al-istikhrāj (istikhrāj=強制徴収) である。年代記には、519 年「zakāt (救貧税) と maks (雑税) の業務に関して、dīwān al-istikhrāj の二名の責任者 (ṣāḥib) が任じられた。……また彼らと共に、これらの二業務のために、一人の mustawfi が任じられた。彼は〔キリスト教の〕修道士だった……」³¹⁾とある。これを見る限り、このディーワーンの職掌は、表向きはザカートと雑税の徴収であるが、実際にはそれだけではなかったようである。すなわち 520 年、件の修道士 Abū Najāḥ b. Fannā は、コプトの官吏たちが国家の金を横領しているので、それを取り戻して国庫を満たすとカリフに請け合って、大きな権限を与えられた³²⁾。その結果、521 年「この年、官僚 (kātib) や徴税官 ('āmil) に対する修道士の財産没収 (muṣādara) が激しくなり、それは商人や資産家にも及んだ。……人々は困窮し、エジプト住民の多くが遠国へ脱出した」³³⁾。また 523 年には、アムル・モスクに座所を定めて、財産没収のために人々を召喚したこの修道士のために、エジプト住民は苦しめられたという³⁴⁾。要するに、財産没収がこのディーワーンの重要な業務だったのである。

Dīwān al-Ribā', Dīwān al-Mukūs, Dīwān al-Ṣinā'a

の下位区分と見ることもできよう。

Dīwān al-Zimām (監査庁)

官吏の業務の監察および会計監査を担当する機関として、アッバース朝ではよく知られたディーワーンだが¹²⁾、ファーティマ朝では、Stern の紹介した先述の 415 年の文書中にこの名称が見られるのみである¹³⁾。もっとも、単に zimām だけの用法ならば、史料中に散見される。たとえば、403 年、Ḥusayn b. Ṭāhir al-Wazzān はワースィタ (ワズィール) に任命されるにあたって、各軍団に zimām を置き、自らの監督権はその zimām たちの上に置くという条件を出して認められている¹⁴⁾。また、414 年、Abū al-Faraj b. al-Muwaffaqī が dīwān al-kharāj を委ねられる際にも、彼は、Ibn al-Salmān ではなく、ユダヤ教徒の Dāwud だけが、自らの zimām であるという条件を出して、やはり認められている¹⁵⁾。これらを見る限り、軍政にしる、財政にしる、「監察」・「監査」の役割をはたす zimām を設置することは、当時よく行なわれたことであつたといつてよい。ただし、個人としての zimām と官庁としての dīwān al-zimām の関係は必ずしもよくわからない。

A. F. Sayyid は、Abū Muḥammad al-Yāzūrī のワズィール時代 (442-450 年) に関して、Khīṭaṭ, [I, pp.82, 99] に見られる “mutawallī dīwān al-majlis wa huwa zimām al-dawāwīn” すなわち「諸ディーワーンの zimām たる dīwān al-majlis の長官」という表現を根拠に、dīwān al-majlis (総財務庁) が dīwān al-zimām の新しい呼称だとしているが、これも個人としての役割と官庁としての機能とを混同しているといえなくもない¹⁶⁾。ただ、dīwān al-majlis も含めて、ファーティマ朝末期には、dīwān al-naẓar (財務監督庁)、dīwān al-taḥqīq (財務検査庁) 等の監査機関が存在していたので、dīwān al-zimām の職掌がそれらにとってかわられ、したがって、このディーワーンの名称が Nuzha の記述に現われない、とする Stern の推測¹⁷⁾は妥当であろう。

Dīwān al-Mamlaka

mamlaka は、「王国」を意味する。このディーワーンの名称は、515 年、犠牲祭祝賀の記述中に、「dīwān al-mamlaka の長官、Abū al-Barakāt b. Abī al-Layth」として出てくる¹⁸⁾。このイブン・アビー・アル・ライスは、501 年創設の dīwān al-taḥqīq の初代長官で、少なくとも 518 年まではその任にあつた¹⁹⁾。dīwān al-taḥqīq が当時の財政の最高監督機関であり、他の諸ディーワーンを統括する地位にあつたこと²⁰⁾、を考えれば、国政の枢機を預かるようなニュアンスのある dīwān al-mamlaka の呼称は、dīwān al-taḥqīq の別称であつたと推測できる²¹⁾。

Dīwān al-Khāṣṣ

khāṣṣ とは「特別の」、「カリフに属する」等の意。386 年、ワースィタ職を免じられた ʿĪsā b. Naṣṭūris がこのディーワーンに任じられている²²⁾。また前述のヤズーリー のワズィール時代、Abū al-Faraj b. Muḥammad al-Bābili は、dīwān Tinnīs wa Dimyāt, dīwān al-khāṣṣ, その他あわせて六つのディーワーンを委ねられて、諸官庁長官の間でも特別高い地位にあつたという²³⁾。さらに王朝後半期には、次のように、dīwān al-majlis およびカリフ名と併記されて表現されている。① dīwān al-majlis wa al-khāṣṣ al-ʿĀmiriyayn, ②

(一) Nuzha に言及のないディーワーン

Nuzha に言及のないディーワーンは、王朝末期には既に消滅していたもの、あるいは、統廃合の結果、名称を変えたものなどである。年代記等には、それらのディーワーンの名称こそしばしば登場するが、その記述のほとんどは断片的であり、機関の職掌を具体的に示すものはあまりない。しかし、長い期間の間に変容する制度の動態を見きわめるためには、それらの乏しい情報をとりあえず拾い集めることから作業を始めるしかない。以下では、便宜上、一つの見出しの下にいくつかのディーワーンをまとめている場合があるが、Nuzha に言及のないものは、初出に限りゴチックで示した。また、それらの名称についても、日本語訳して不自然ではない適切な表現のある場合のみ、対応する和名を初出時に示すこととする。

Dīwān al-Kharāj (税務庁)

dīwān al-kharāj の名称は、初代ワズィール (宰相) Ibn Killis (在任 A.H. 368-373, 374-380 年) が整備した諸ディーワーンの中にまず見え³⁾、その後は、ヒジュラ暦の 399 年, 411 年, 412 から 413 年にかけて、414 年, 415 年, 418 年における言及が年代記や伝記中に見られる⁴⁾。また、S. M. Stern が紹介した、コプト博物館蔵の 415 年の日付のある文書中にも、dīwān al-kharāj への言及がある⁵⁾。

最も代表的なディーワーンといえるこの機関の名称が Nuzha の記述中に見いだせないのは、王朝の末期には税務行政の地域的分掌が明確化し⁶⁾、全体を束ねる dīwān al-kharāj なる名称が用いられなくなってきたからであろう。もっとも、王朝の前半期においても、地域と結びついた名称のディーワーンは存在する。dīwān al-Shām (シリア庁) と dīwān Tinnīs wa Dimyāt (ティンニースおよびダミエッタ庁) がその代表である⁷⁾。これらが当該地域の税務を担当する機関であることは、ほぼ間違いないが、dīwān al-kharāj の統括下にある下位部局であったのか、それとも独立した機関であったのかは、はっきりしない⁸⁾。いずれにせよ、dīwān al-Shām はファーティマ朝のシリア支配の終焉 (A.H. 5 世紀後半) とともに、当然消滅する運命にあったが、dīwān Tinnīs wa Dimyāt は、後には dīwān al-thughūr (地中海岸地域庁) に統合されるかたちで存続したと思われる⁹⁾。

その他に、都市名を冠したディーワーンとしては、王朝前半期に dīwān Dimashq (ダマスカス庁)、王朝末期に dīwān al-Iskandariyya (アレキサンドリア庁) 等が史料中に見える¹⁰⁾。前者は、基本的には dīwān al-Shām とそれほど変わらない機関であろう。後者は、Nuzha に見える dīwān al-thughūr の一部局ではなかろうか。

また Stern は、シナイの聖カテリナ修道院蔵の 524 年と 529 年の日付のある文書には、それぞれ majlis al-istifā' 'alā al-Sharqiyya wa al-Ṭūr (シャルキーヤおよびトゥールの会計部局)、dīwān al-istifā' 'alā al-a'māl al-Sharqiyya (シャルキーヤ地区会計庁) といった書き入れがある点から見て、上エジプト、下エジプト、地中海岸地域に加えて、シャルキーヤの税務担当のディーワーンもあったのだらうとしている¹¹⁾。しかし、シャルキーヤを下エジプト

ファーティマ朝のディーワーン II

菟原 卓

The Fāṭimid Diwans II

Uhara Takashi

Abstract

This article is a continuation of my previous study, “The Fāṭimid *Diwans*” in *Bulletin of the Society for Western and Southern Asiatic Studies*, Kyoto University, No. 42, 1995, which dealt with the Fāṭimid administrative offices(*diwans*) mentioned by Ibn al-Ṭuwayr in his *Nuzha al-Muqlatayn fī Akhbār al-Dawlatayn*. Although Ibn al-Ṭuwayr’s description is the main source for the Fāṭimid administration, it gives information only about the late period of the Fāṭimid state. Therefore, in this article I list the *dīwāns* not mentioned by Ibn al-Ṭuwayr and investigate their functions, using the historical sources other than *Nuzha al-Muqlatayn*. Moreover, in order to put my research in a broader perspective, I aim at elucidating the functions of the employees in the *diwans*.

はじめに

私は先に、Ibn al-Ṭuwayr (A.H. 524-617 年) の著作、*Nuzha al-Muqlatayn fī Akhbār al-Dawlatayn* のディーワーン (官庁) に関する部分の翻訳と注釈を発表した¹⁾。それは、ファーティマ朝のディーワーンに関して、まとまった記述を残しているのがこのテキストのみであるにもかかわらず、その文言が仔細に分析検討されることが、従来なかったからである。ただ、*Nuzha* の与える情報は、主として王朝の末期の状況を反映しているため、その記述から洩れたディーワーンも少なからずある。本稿の第一の目的は、*Nuzha* に言及のないそれらのディーワーンを他の諸史料によって把握することである。また前稿の注釈は、各ディーワーンの機関としての職掌に焦点をあてたもので、ディーワーン内の吏僚については個別の検討対象とはしなかった。そこで本稿では、吏僚に関しても、*Nuzha* 以外の史料を援用して、知見の整理を行いたい。これが本稿の第二の目的である²⁾。